



住宅用火災警報器 交換忘れていませんか？

登別市火災予防条例により平成23年6月1日から住宅用火災警報器（住警器）の設置が義務化され、令和3年6月1日で**10年**が経過します。私たちの生命と財産を陰ながら守ってくれている住警器、皆さんは点検やお手入れ方法、交換の日安はご存知ですか？

もしもの時に住宅用火災警報器が正常に作動しなかったら・・・
そこで大切なのが**点検**と**交換**です。



- 点検は1年に2回以上
- 交換は10年が目安

住宅用火災警報器の効果は絶大！！

設置している場合は、設置していない場合と比べて・・・なんと！

- ・死者の数は約**50%減少**
- ・焼損床面積約**50%減少**
- ・損害額約**40%減少**（平成29年～令和元年 総務省消防庁調べによる）

住宅用火災警報器はあなただけではなく、あなたの大切な友人、大切な家族も守ってくれます。

コロナ禍自粛生活の今こそ、もう一度確認してみませんか？

だれでもできる
点検とお手入れ

□点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。

異常がない場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。

少なくとも半年毎に点検しましょう。

□お手入れはこまめに

ほこりや汚れがある場合は乾いた布で掃除しましょう。ほこりや汚れにより、火災を感知しにくくなったり、誤作動を引き起こす可能性があります。

反応しなかったら...

今すぐ交換

10年経過していたら...

□交換の目安は10年

警報器が古くなると製品の寿命や、電池切れなどで作動しなくなり、いざという時に火災を感知せず、大切な生命と財産を失うこととなります。

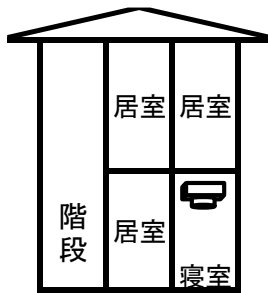
※設置年数は、設置の際に記入した設置年月や交換期限で確認できます。記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。

設置する場所

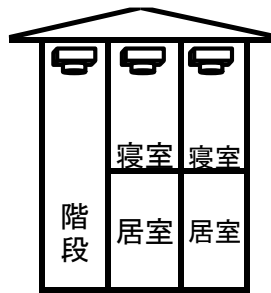
住警器
(煙式)



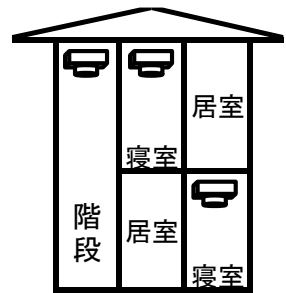
平屋建て住宅
各寝室



2階建て寝室が1階
1階の各寝室



2階建て寝室が2階
階段上部と2階の各寝室



2階建て寝室が1・2階
階段上部と1・2階の各寝室

- 寝室・・・普段寝室に使用している部屋に設置します。
 - 階段・・・寝室が2階以上にある場合その階から直下階に通じる階段の上端に設置します。
- ※台所への設置（熱式）も推奨されています。



火災と救急は119番 火災等の情報案内は88-1515番

登別市消防本部・登別市消防署

85-9611

85-2551



本紙に関するお問い合わせ・ご感想は登別市消防署警備グループ(85-2551)までお願いします。